

役員に対する報酬等の支給基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若菜会の役員に対する報酬等の基準に関して定める。

(報酬の意味)

第2条 この規程における報酬とは、役員の職務執行の対価として支払うものをいう。

(適用範囲)

第3条 報酬を支給する役員の適用範囲は、理事長に限定する。ただし、理事長が法人の運営する事業所の職員と兼務する場合、役員としての報酬は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 報酬額は、国家公務員の課長級の報酬月額を基準として評議員会において決定する。

(支払方法)

第5条 報酬は、毎月22日に支払う。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日とする。

2 報酬から所得税及び社会保険料などを控除する。

(改定)

第6条 この規程の改定は、評議員会の決議をもって行うこととする。

附則

平成16年4月1日施行

平成17年4月1日一部改正

平成19年1月1日全部改正

平成20年6月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成22年7月16日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年1月1日一部改正

平成30年6月25日全部改正